

生活支援情報

第1号

平成23年4月1日

仙台市災害対策本部

「り災証明書」の申請を受け付けています

- 「り災証明書」は、東北地方太平洋沖地震や津波により、住居等に使用している建物が損壊・流出等の被害を受けた方が、各種の支援制度を利用する際に必要となるものです。
- 「り災証明書」は、建物の被害程度（全壊・半壊など）を証明するもので、被害状況の調査（建物被害調査）が必要になります。この調査結果に基づき、被害程度の認定ができたものから、「り災証明書」を順次発行します。
- 支援制度には、生活再建等の資金の支援、各種の保険料や保育料等の減免、中小企業や農業関連の融資、応急仮設住宅の提供などがあります。4月1日号の市政だよりなどをご参照ください。
- 支援制度によっては、被害調査を必要としない、「り災届出証明書」で支援を受けられるものもあります。
- 申請に必要なもの＝ご本人であることが確認できるもの（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど）、被害状況が分かる写真。これらをご用意できない場合はご相談ください。
- 受付時間＝平日の午前8時半～午後5時（当分の間は、土曜・日曜・祝日も受け付けます。）

被災建物の修繕又は取り壊しをされる場合のお願い

- 「り災証明書」発行のために、国の基準に基づき建物の被害程度（全壊・半壊など）を認定する「建物被害認定調査」を順次実施していますが、被害が相当数に及ぶため、現地調査に伺うまでには時間がかかります。
- 市の調査員が建物調査に伺う前に、建物の修繕や取り壊しをされる場合には、被害の内容が確認できるよう写真撮影等をお願いします。

【準備、保管をお願いするもの】

- (1)被害状況を撮影した写真
 - ①建物の全景写真（できれば4方向全部）
 - ②被害個所の写真（屋根、柱、外壁、内壁、建具、基礎、天井、設備など）
- (2)取り壊しや修繕の工事等の見積書及び明細書
- (3)その他、被害状況を確認するために参考となるもの

■受け付け・問い合わせ

【建物被害】

青葉区固定資産税課	225-7211
宮城野区固定資産税課	291-2111
若林区固定資産税課	282-1111
太白区固定資産税課	247-1111
泉区固定資産税課	372-3111
宮城総合支所固定資産税課	392-2111
秋保総合支所税務住民課	399-2111

【火災】

青葉消防署	234-1121
宮城野消防署	284-9211
若林消防署	282-0119
太白消防署	244-1119
泉消防署	373-0119
宮城消防署	392-8119

このほか市役所本庁舎8階「被災者支援相談窓口」でも受け付け可。（こちらは午前9時～）

「被災者支援相談窓口」を設置しています

- 市では、被災した方々へ各種支援制度等に対する情報提供を行うことを目的として、相談窓口を開設しました。被災住宅に関すること、弔慰金や見舞金に関すること、生活資金の貸付などに関するご相談や「り災証明書」の申請受け付けを行っています。
- 電話案内と面接相談があります。
- 面接相談は、必ず事前に「被災者支援情報ダイヤル」にお電話いただき、相談できる内容を確認のうえお越してください。
- 場所＝仙台市役所 8階ホール（青葉区国分町 3-7-1）
- 時間＝平日の午前 9時～午後 5時（面接相談の受け付けは午後 4時半まで。4月中は、土曜・日曜・祝日も開設。）

■問い合わせ
被災者支援情報ダイヤル
214-3805

「災害ボランティア」がお手伝いしています

- 災害ボランティアセンターでは、家具の後片付けや移動、被災により生じたごみ・泥の除去をはじめとして、皆さんのニーズに応じたお手伝いを実施しています。
- 電話での対応も可能ですので、それぞれの区のボランティアセンターにお問い合わせください。

■災害ボランティアセンター

- 開所時間（問い合わせへの対応時間） 各区とも 9:00～16:00
- ボランティア活動の時間 各区とも 9:00～15:00
- 問い合わせ先 下表のとおり

	場 所	ボランティア 要請の連絡先	ボランティア 活動をしたい方
青葉区	青葉体育館 (青葉区堤町 1-1-5)	272-1574 272-1649	272-1672
宮城野区	宮城野体育館 障害者アリーナ (宮城野区新田東 4-1-1)	231-1320	231-1320
若林区	若林区中央市民センター 別棟 (若林区保春院前丁 3-4)	282-0069 282-0075 285-4311	282-0067
太白区	仙台市体育館第二競技場 (太白区富沢 1-4-1)	244-7801 244-7804 244-7821	244-1794 244-7728
泉区	七北田公園体育館 (泉区七北田赤生津 4)	375-7981	375-7985 375-7986

ごみ減量にご協力を

- 震災により、松森工場（ごみの焼却工場）の一部が故障し、いまだに修復中です。仙台市としてのごみ焼却能力は大きく低下しています。さらに、震災の後片付け分も含め大量に排出されたため、処分が追いつかない状況になっています。
- 「家庭ごみ」は通常どおり週 2 回収集していますが、腐らないものは一時的に保管するなど、ごみの量を減らすようお願いします。
- 紙類やプラスチック容器包装などの資源物については、収集体制を検討していますので、もうしばらくご家庭での保管をお願いします。

■問い合わせ
環境局
廃棄物管理課 214-8226
リサイクル推進課 214-8229